

芸能人の役務提供に関する事業を行う個人事業者の氏名、住所等の  
変更又は証明書の交付要件に該当しなくなったことの届出書

税務署受付印

平成 年 月 日  税務署長殿		住所又は居所	〒
		(フリガナ)	電話 - -
		氏名	Ⓜ
		(フリガナ)	
		名称	

※整理番号

所得税法第 206 条第 2 項又は所得税法施行令第 325 条第 2 項の規定により次のとおり届け出ます。  
なお、前に交付を受けた証明書  部を添付します。

1 氏名（名称）又は住所若しくは居所の変更

(変更年月日) 平成 年 月 日

(変更前) \_\_\_\_\_

(変更後) \_\_\_\_\_

2 証明書の交付を受ける要件に該当しないこととなったこと

(該当しないこととなった年月日) 平成 年 月 日

(該当しないこととなった理由) \_\_\_\_\_

税理士署名押印

Ⓜ

※ 税 務 署 処 理 欄	起案	・	・	署長	副署長	統括官	担当者	整理簿	返還事績	返還年月日	・	・
	決裁	・	・							返還部数	部	
	(摘要)	通知書	公示	有効期限	有効期限	・	・					
					証明書番号	～						
					交付部数	部						
					有効期限	・	・					
					証明書番号	～						
					交付年月日	・	・					
	通知年月日	・	・									
	公示年月日	・	・									

(規格 A 4)

**芸能人の役務提供に関する事業を行う個人事業者の氏名、住所等の変更  
又は証明書の交付要件に該当しなくなったことの届出書の記載要領等**

- 1 この届出書は、源泉徴収義務者が、所得税法第 206 条第 1 項に規定する源泉徴収の免除証明書の交付を受けた後、次の事情が生じた場合に、所轄税務署長に提出してください。
  - (1) 氏名（名称）又は住所若しくは居所を変更した場合  
(注) 住所若しくは居所を変更した場合には、変更後の住所若しくは居所の所在地を所轄する税務署長に届け出るようになります。
  - (2) 源泉徴収の免除証明書の交付要件に該当しないこととなった場合
- 2 この届出書は 2 部提出してください。
- 3 この届出書には、届出者が交付を受けている証明書を添付してください。
- 4 この届出書は、次により記載してください。
  - (1) 内には、前に交付を受けた証明書の部数を記載してください。
  - (2) 届出の内容にしたがい、該当する項目の番号を○で囲んだ上、次により記載してください。
    - イ 氏名（名称）又は住所若しくは居所を変更した場合  
その変更年月日と変更前及び変更後の氏名（名称）又は住所若しくは居所を記載してください。
    - ロ 証明書の交付を受ける要件に該当しないこととなった場合  
その該当しないこととなった年月日とその事由を記載してください。
  - (3) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合は、その税理士等が署名押印してください。
  - (4) 「※」欄は、記載しないでください。